

和光市 報道発表資料 令和6年4月12日

タイトル	元職員を被告とする訴訟の判決について 令和2年（ワ）第2369号 損害賠償請求事件 (交付金に係る損害賠償請求事件)
判決日	令和6年4月12日（金）
裁判所	さいたま地方裁判所
当事者	原告：和光市 被告：東内京一（和光市元職員）
事件の概要	<p>市は、平成22年3月25日付けで国から平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金4,500万円の交付を受け、同年4月9日に事業者から平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金4,500万円を交付したが、その後、会計検査院から本交付金が交付要件を満たしていない旨を指摘され、平成26年6月30日に本交付金4,500万円に加算金1,111万500円を加えた5,611万500円を国に返還した。</p> <p>令和2年2月に市が実施した調査で、東内京一が本交付金の申請等に関し不適切な指示等を行った可能性が判明したため、当該不正行為により市が被った損害の賠償を求める訴えを同年10月15日に提起した。</p>
判決の主文	<ol style="list-style-type: none">1 被告は、原告に対し、5508万0617円及びこれに対する令和2年10月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。2 原告のその余の請求を棄却する。3 訴訟費用は、これを10分し、その9を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。
判決に対する市の見解	判決は、今回の事件が被告個人によるものとする市の主張が認められた結果であると捉えるが、市の主張が認められなかった部分もあることから、今後の対応については、判決内容を十分に精査して判断する。

問い合わせ先 担 当 課	課 名 長寿あんしん課 氏 名 課長 梅津 俊之 電 話 048-464-1111 (内線2145)
-----------------	--